

大野市保育料徴収基準月額表(保育認定)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額) 単位:円			
		標準時間認定		短時間認定	
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
1	生活保護法による被保護世帯/里親	0	0	0	0
2	非課税世帯	0	0	0	0
3-1	市民税所得割課税額 48,600 円未満のひとり親世帯等	4,400	0	4,300	0
3-2	市民税所得割課税額 48,600 円未満の世帯(ひとり親世帯等を除く)	12,800	0	12,600	0
4	市民税所得割課税額 48,600 円以上 77,101 円未満のひとり親世帯等 ※	4,400	0	4,300	0
	市民税所得割課税額 48,600 円以上 97,000 円未満の世帯(上欄※の世帯を除く)	21,800	0	21,400	0
5	市民税所得割課税額 97,000 円以上 169,000 円未満の世帯	33,300	0	32,700	0
6	市民税所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満の世帯	42,500	0	41,800	0
7	市民税所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満の世帯	48,000	0	47,200	0
8	市民税所得割課税額 397,000 円以上の世帯	52,800	0	51,900	0

※保育料は、児童の年齢(各年4月1日現在)と、父母の市民税の合計税額により算定します。

※世帯の2人目以降の子は無料になります(カウント対象は同一生計の子に限ります)。

※非課税世帯とは、各年度の市民税が非課税の世帯です。

※ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯のほか、障害者(児)が在宅の世帯等をいいます。

※税額は配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除等の控除額を足し戻した金額で算定します。

※未申告などの理由で税額が確認できない場合は、最高額(第8階層)を適用します。

○保育料の決定について

保育料の金額、副食費の免除対象者の決定、通知スケジュールは次のとおりです。

対象月	基準となる税額	通知時期
4~8月分	前年の市民税額 (前々年の収入がベース)	4月中旬頃
9~3月分	当年の市民税額 (前年の収入がベース)	9月中旬頃

○保育料の変更について

修正申告等により税額に変更があった場合や結婚、離婚により世帯の状況が変わった場合には、保育料が変更になる場合があります。そのような場合は、すみやかに福祉子ども課まで報告してください。

なお、保育料の変更は、変更の報告があった日(または変更を確認した日)の翌月分からとなります。

○保育料の納入について

保育所の保育料の納期は毎月末日です(12月のみ25日)。納期日が土、日、祝日の場合は、翌日の平日となります。納入については、できるだけ口座振替の利用をお願いします。

認定子ども園の保育料の納期は、各認定子ども園で設定されますので、園にご確認ください。

保育所や認定子ども園は、保護者の皆様に負担していただく保育料と、国・県・市の負担金により運営されています。納付忘れないようにお願いします。